

取りまとめの方向性（案）

【喫煙室等の面積・想定利用人数に係る適正水準】

- 喫煙室等の面積は、喫煙のための専用の部屋として、同時に利用する人数に応じて面積が過大でないものとする必要がある。

助成金交付実績から鑑みて、喫煙室、屋外喫煙所において、約9割の件数が定員1人あたり2.0㎡までの範囲におさまっており、喫煙室の利用人数当たりの面積の1つの目安となると考えられる。これ以上の面積となっている事案については、都道府県労働局における審査時に留意する必要がある。

ただし、建物の構造上難しい状況である等の個別の特別な理由について、考慮すべきである。

- 喫煙室等の定員は、20歳以上の国民の平均喫煙率等を勘案すると、同時に就業する労働者数のおおむね10～20%程度を上限とすることが妥当な水準と考えられる。

ただし、業種による喫煙室利用法の差異（例・休憩時間の自由度など）によって、喫煙室等の同時利用が見込まれる人数に違いが生じるので、勤務実態を踏まえた人数設定となっている旨の確認が必要である。

- なお本助成金の交付対象となる喫煙室等を、労働者以外の外来客が利用することを妨げるものではないが、その場合にあっても、利用見込み人数の見積もりに際しては、実態以上に過大なものとならないようにする必要がある。

【喫煙室等の面積あたりの助成金額の適正水準】

- 喫煙室等の面積あたりの設置経費は、たばこ煙の拡散を防止するための送風機等の設備等だけでなく、喫煙室等の構造や内装にも大きく影響されるが、受動喫煙防止対策に直接寄与しない内装等に過度に高価な材料を使用した結果助成金額が増大することは、助成制度の趣旨に鑑みて好ましくない。

このため、喫煙室の単位面積あたりの助成金額の上限額を設定することにより、助成額の適正化を図る必要がある。

(1) 喫煙室

平成27年度の助成金交付事例を分析した結果、単位面積あたりの助成金額の平均値は190,403円/㎡、標準偏差は181,619円/㎡であり、最高額は1㎡あたり100万円を超過した。

これらを喫煙室の面積別で見ると、面積が小さい案件ほど単位面積あたりの助成金額が高くなる傾向が見られる。このことは、喫煙室からの煙の流出を防ぐための送付機の設置費用などが喫煙室の面積にかかわらず一定程度発生することが影響しているものと考えられるが、一方において、面積の小さい方が面積の大きい方より助成額の平均値が高めとなっている傾向も見られ、内装等に費用を投じて助成金額が引き上げられている可能性が示唆された。

このため、労働者数に比した定員数別に単位面積あたりの助成金額を見たところ、国内における男性の喫煙率に相当する0.3を超え、外来客による利用を前提としていると思われる事案において金額が高い傾向が見られる。また、金額の分布を見ると、単位面積あたりの助成金額が50万円を超えるものは明らかに高額なものと解されること、及び、9割弱の案件が単位面積あたりの助成金額が35万円程度までに収まっていることを考慮して、単位面積あたりの助成金額の上限額を設定する必要がある。

(2) 屋外喫煙所

単位面積あたりの助成金額が40万円を超えるものは明らかに高額と解され、これらを除くと、おおむね35万円程度までに収まっている。

(3) 換気装置等

すべての案件が30万円/m²以内に収まっている。平均面積が22.07m²と広く、助成金の上限額200万円との兼ね合いで金額が絞られていることの影響も考えられる。

(4) 単位面積あたり助成金額上限の例外について

単位面積あたりの助成金額に上限を設定した場合であっても、以下の例に示すような真にやむを得ない合理的な理由がある場合には、助成金の審査の過程でその必要性を十分に検証することを条件に、例外的に上限額を超える助成金を交付する余地を残すべきである。

- 設置地域の条例等による排気規制等に対応するため、喫煙室等からの排気の浄化設備の設置が必要な場合
- 喫煙室の設置場所から外気に接する場所まで長いダクトを必要とする場合
- 積雪からダクトを保護するための補強工事をしなければならない場合

3. 受動喫煙防止対策が遅れている事業者等に対する助成金の有効活用

- 平成25年労働安全衛生調査によれば、小規模事業場では喫煙室を設けるスペースや資金が、受動喫煙防止対策を講ずる上でのネックとなっている。また、本検討会で行った飲食業・宿泊業に対するアンケート調査や都道府県労働局の助成金担当者へのアンケートによれば、・・・（以降、アンケート集計待ち）